

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館の開館

武蔵野ふるさと歴史館担当課長

田川 良太 たがわ・りょうた

武蔵野ふるさと歴史館副参事

栗原 一浩 くりはら・かずひろ

1. はじめに

東京都のほぼ中央に位置する武蔵野市は、東西6.4キロメートル、南北3.1キロメートル、平坦な地形にめぐまれ、昭和22年、特別区に隣接する郊外住宅都市としてスタートした。

本市は、施策の計画・展開にあたって、早くから市民参加を掲げ、先駆的に取り組んできた。高い市民意識に基づいて策定された長期計画(10年から12年周期)とこれを見直す調整計画は、豊かな財政力に支えられて着実に実行され、緑豊かな住宅都市と教育・福祉・健康・文化・スポーツ・情報などの生活型の産業が高度に集積して、調和した「生活核都市」として発展し、住んでみたい街としてそのイメージが定着している。

現在は、人口約14万人、新宿から約12キロメートル、電車で約20分の至近にあり、23区と多摩地区を結ぶ東京の『芯』となっている。

他の自治体と同様に、本市においても郷土の歴史、文化を守り伝えていく機運は、戦後、人々の生活が豊かになっていく中で高まり、様々な形での取り組みとなって表れ、特に、本市では、昭和37年から平成24年までの50年間にわたって、市史編さん事業に取り組み、近世・近代の文書資料を収集し、現在、その一部は市指定文化財として指定され保存、管理されていることもその一つである。

また、平成元年に武蔵野村誕生(明治22年)から100年を迎えたことを記念して、明治22年から平成17年までの、武蔵野地域の歴史や武蔵野市の動

きを『武蔵野市百年史』としてまとめ、その過程で収集した公文書についても保存、管理してきた。

この市史編さんと百年史編纂は、時期的に並行して行われ、担当部局も市史編さんは教育委員会部局、百年史編纂は市長部局となっているほか、編纂方式も異なっている。

昭和46年「武蔵野市郷土資料館建設に関する請願」を端緒とした、市民、行政一体となった郷土資料館、歴史資料館建設の取り組みは、昭和63年、開村一〇〇年委員会から、「武蔵野歴史資料館(仮称)」と「武蔵野民俗資料館(仮称)」の建設に着手すべきとの提言のほか、前述、長期計画に掲げられ、第二期長期計画・第二次調整計画において、「歴史資料館の建設」と「民俗資料館構想の推進」が示されるなど、重点事業として位置づけがされてきた。しかし、バブル経済の崩壊により、不要不急な施設については着手しないことを受け、新規施設の建設は困難となった。このように、従前から施設の必要性は認識されながらも、巨額の施



武蔵野ふるさと歴史館外観

設建設費等が課題となり、長期間にわたって計画は見送られてきた。

2. 設置の経緯

このような状況の中で、平成22年、庁内に設置した「武蔵野市歴史資料館（仮称）調査検討委員会」で、新設ではなく既存施設の活用を提案し、短期的に着手すべき取り組みとして、民俗資料、古文書、歴史公文書、戦争関係資料などの収集、整理、保存、展示を提言した。

これは、平成23年に国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を、国民が主体的に利用し得るよう担保するための、「公文書等の管理に関する法律」が施行されたことを踏まえたものである。また、一方、同年7月には、武蔵野市に「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」が開館し、西部図書館の機能が移転したことから、旧西部図書館施設の活用方法も課題となり、これらの状況を踏まえ、第五期長期計画において「旧西部図書館は、市民が利用可能なスペースを備えた歴史資料館として再整備することとし、その活用方法については、今後検討を進める。」とされた。

これに基づき、市長部局では「武蔵野市歴史資料館（仮称）整備計画検討委員会」を設置し、施設の具体的な内容や管理運営方法等について検討し、平成25年3月、「武蔵野市歴史資料館（仮称）整備計画」を策定し、同年4月には、歴史資料館開設準備担当を教育委員会部局に設置し準備を進めた。

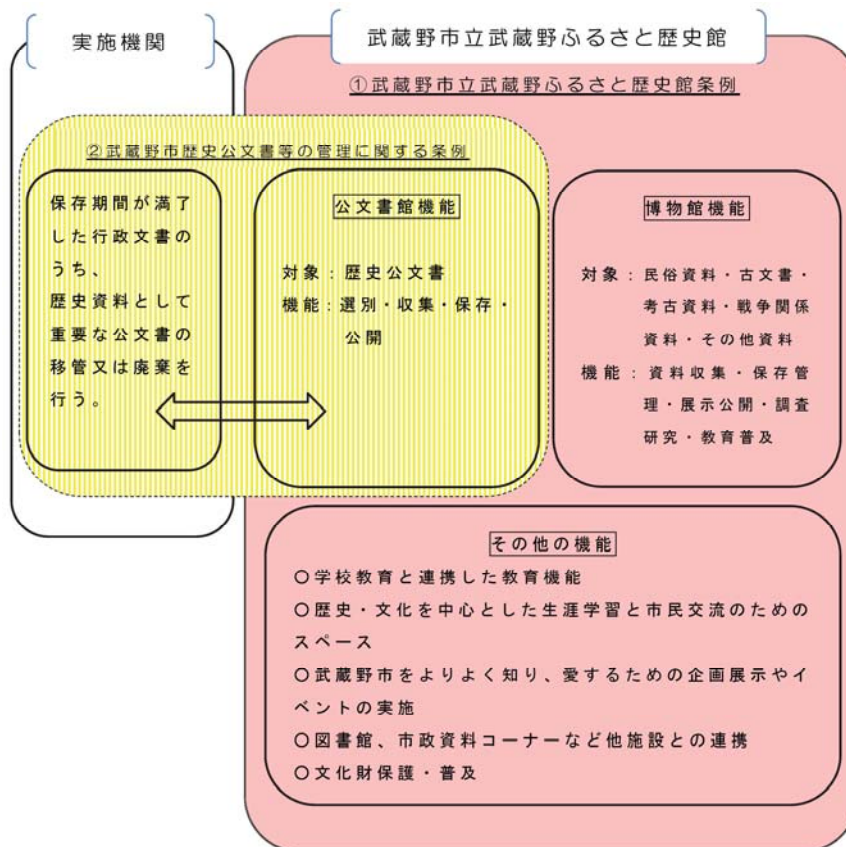
担当では、「武蔵野市生涯学習計画」も踏まえた施設の在り方と、整備計画における基本理念・求められる機能の充足とともに、生涯学習計画の推進を図り、武蔵野市民はもとより、武蔵野市を訪れる多くの人々に武蔵野市の歴史・文化を伝え、生涯学習のきっかけづくりや、これからの武蔵野市に想いをよせる活動の場所になることを目標とする、「歴史資料館（仮称）管理運営基本方針」（以下、「当初方針」という。）を平成25年11月策定した。

さらに、当初方針に基づき、武蔵野市の歴史等の調査、研究、保護及び普及に関する事業を行うことにより、歴史等に関する市民の理解を深め、生涯学習の振興を図るとともに、広く教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、「武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館」（以下「歴史館」という。）は平成26年12月14日開館した。

歴史館は、武蔵野市の歴史、文化を次世代に伝える拠点として、地域の歴史、文化資源を活用した事業を展開し、市民の地域に対する関心や愛着を醸成し、地域文化の担い手を育成するため、その運営にあたって、歴史館の諸活動の目的を明確化、共有化し、広く市民に提示して、不断に活動の検証と改善を行っていくことが求められている。

3. 歴史公文書について

歴史資料館準備開設担当としての歴史公文書に関する最初の仕事は、歴史公文書の選別基準を作ることであった。武蔵野市はこれまで永年文書として保管されていた公文書を、30年保存に変更することが既に決まっており、永年文書を歴史館に移管するか、廃棄するか、保存期間を延長して総務課の文書庫に保管し続けるかを判断する基準が必要だったのである。また、保存期間が10年以下の公文書についても、同様の判断をすることが求められた。基準作成のために、公文書管理に関する書籍を読み、他の公文書館の選別基準を研究する日々が始まった。調べてみると、他の館の基準を参考にしているものも多かった。中には、オリジナリティにあふれた個性的な選別基準もあったが、論理的に矛盾する条文を含んでいることがあり、全く新しいものを作る困難さも感じていた。また、公文書館としては創生期に建設された、ある館の選別基準は時を経た今でも、他の追随を許さない完成度をもっており、この立ち上げに関わった方のお話もお伺いした。しかし、武蔵野市の文書管理の状況は、武蔵野独自のものであるため、武蔵野オリジナルの基準をつくる必要性を感じていた。「これが正解」というような明確な根拠に基づく基準は無く、その館ごとに答えを出さな



武蔵野ふるさと歴史館における歴史公文書等の概念図

なければならないということである。こうした中で、総務課より基準をあまり細かいものにしてしまうと主管課の選択が難しいのではないかと、基準は5つくらいが望ましいという意見が出された。一方で、歴史館としては具体的に、実際どのような文書を歴史館に移管すべきか明示したい意向を持っていた。このため選別基準は5つにし、別に選択のための15条のガイドラインを設置、更に選別ガイドラインの具体的例示も作成し、基準、ガイドライン、具体的例示の段階からなる選別基準を完成させた。

歴史館の中で、公文書収蔵庫にあてられるスペースが限られていることもあり、保存期限の満了した公文書をいったん歴史館に移管し、選別が終わったものを特定歴史公文書として保管することは困難であると想定された。他の公文書館のように一次的に文書を保管し、選別する場所がないのである。このため、主管課が予備的判断として移管か廃棄かを選び、廃棄を希望した文書を歴史館が必要と考えた場合には主管課と協議を行い、

文書の移管を行うこととした。したがって、いったん保管された歴史公文書の中から選別を行い、永久に保存するものを特定歴史公文書と呼ぶ他の公文書館と異なり、中間庫を持たない武蔵野の歴史館には特定歴史公文書という概念が存在せず、移管される公文書をすべて歴史公文書と規定している。

そして、開館に向けて、武蔵野市の歴史公文書に関する条例、規則などを制定する段階になった。武蔵野市には、公文書条例がなく、公文書管理規則があるのみである。市の現用文書が規則で定められていることになれば、歴史公文書も規則で定めるのがよいのではないかと考えられた。しかし、個人情報などの権利制限に関する条文がある以上、法的な拘束力をもつ条例で歴史公文書に関する規定を定めるべきであるという結論に達した。市の現用文書は、規則で定められていても情報公開条例が存在するため法的な拘束力の点では問題が生じない。しかし、他市の情報公開条例が、公文書を対象としているのに対し、武蔵野市の情報

公開条例は行政文書を対象としており、歴史公文書は対象外となっているのである。

つまり、他の自治体が公文書を規則で規定していても、こうした自治体の情報公開条例の対象文書は公文書となっており、歴史公文書も公文書の一部であると考えれば、裁判などが起こった際には情報公開条例・個人情報保護条例を適応させれば、法的拘束力が担保されるのである。

こうして、武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例が制定され、条例の中には、目的、定義、移管又は廃棄、歴史公文書等の保存等、歴史公文書等の利用請求及びその取扱い、本人情報の取り扱い、歴史公文書等の利用請求の方法、利用請求に対する決定等、利用決定などの制限、利用決定などの期限の特例、理由付記等、第三者に対する意見書提出の機会の付与等、利用の方法、異議申し立て及び歴史公文書等管理委員会への諮問、諮問した旨の通知、第三者からの異議申し立てを棄却する場合等における手続、管理委員会の調査権限、意見の陳述等、提出資料の閲覧等、審議手続きの非公開、利用の促進、歴史公文書の廃棄、利用等に関する規則で定める事項、管理委員会の設置、市長の調整、研修、委任、罰則に関する規定を定めた。歴史公文書の条例化の中で、公文書管理法で公文書の管理は条例で規定することが望ましいと解されている以上、将来的には歴史公文書だけでなく現用文書も条例で規定することが確認

された。

歴史館が歴史公文書を運用していくための武蔵野市歴史公文書等の利用等に関する規則、武蔵野市歴史公文書等管理委員会規則も定めた。

歴史公文書等の利用等に関する規則では、趣旨、歴史的な資料等の範囲、目録の作成及び公表、利用決定等の期間の延長通知書、第三者保護に関する手続、電磁的記録の利用方法、管理委員会への提出資料の閲覧等、調整について規定。歴史公文書等管理委員会規則では、趣旨、委員、委員会、会議、部会、委任について定めた。

開館に向け、歴史公文書の収蔵庫への移管にも取り組むこととなった。これまで永年文書として市の文書収蔵庫に保管されていた公文書が30年保存文書となり、保存期限を経過した明治以降の公文書が大量に資料館に運ばれるのだ。限られたスペースの収蔵庫に、この歴史公文書が無事におさまるのか。机上の計算では今後数十年間にわたり歴史館に移管される歴史公文書も含めて収蔵できることになっていた。現実に文書が収納庫に運ばれ、収納が現実に可能となった時は、正直安堵した。しかし、これは第一歩にしかすぎない。今後歴史公文書の整備を進め、利用に供しなければならないのであるから。

今後、歴史公文書の利用を促進するに当たっては、アーキビストなどの専門性の高い職員が必要不可欠となるであろう。

データシート

機 関 名 : 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館

所 在 地 : 武蔵野市境5-15-5

電話/FAX : 0422-53-1811/0422-52-1604

Eメール : rekishikan@city.musashino.lg.jp

ホームページ : http://www.city.musashino.lg.jp/shogaigakushu_koza/rekishikan/index.html

交 通 : JR中央線武蔵境駅nonowa口・西武多摩川線武蔵境駅より徒歩12分

ムーブス境西循環 西部図書館前下車1分

駐車場:なし(ただし障害等配慮の必要な方用1台)

開館年月日 : 平成26年12月14日

設置根拠 : 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館条例・武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例

組 織 : 武蔵野市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課武蔵野ふるさと歴史館係

人 員 : (正規職員) 担当課長・係長・主事・各1名 (嘱託職員) 学芸員3名・事務1名 (臨時職員) 事務1名 計8名

建 物 : 構造/鉄筋コンクリート 階数/地上2階 敷地面積 1,138.93㎡ 延床面積 999.26㎡ (旧武蔵野市立西部図書館を改修・築32年の都営住宅の一部)

所蔵資料 : 常設展示 考古資料112点、古文書資料(近世)14点、近現代資料23点、民俗資料54点

民俗資料収蔵庫 民俗資料:約900点

歴史公文書収蔵庫 歴史公文書:約2,000点

開 館 日 : 日曜日から木曜日(週5日)

休 館 日 : 金・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日までの日・くん蒸や整理のための期間(特別整理期間)

開館時間 : 午前9時30分から午後5時まで

入 館 料 : 無料

主要業務 : ①市の歴史等に関する資料(以下「歴史資料」という。)の収集、選別、保存、展示及び公開に関すること。

②武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例(平成26年9月武蔵野市条例第22号)第2条第2号に規定する歴史公文書等(以下「歴史公文書等」という。)の保存、利用その他の管理に関すること。

③歴史資料及び歴史公文書等の調査及び研究に関すること。

④歴史資料及び歴史公文書等の説明及び助言に関すること。

⑤市の歴史等の普及及び啓発に関すること。